平成２５年（フ）第６０号
三重県いなべ市藤原町市場北之貝戸690―３グレートフル藤原Ｂ棟Ａ―１、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町阿下喜1912番地３
債務者　鷲尾紀代子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
三重県いなべ市大安町大井田908番地　タウニーレインボー107号、前住所三重県いなべ市大安町平塚1761番地
債務者　三浦　道男
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
三重県四日市市安島２丁目11番12号　寿マンション402
債務者　稲田　福美
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
三重県四日市市泊山崎町11番11号
債務者　伊藤　彰彦
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団25―408
債務者　池端　昭義
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
三重県四日市市ときわ４丁目６番10号　グランメールときわ105
債務者　坂　　智
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地33棟110号
債務者　安川　義信
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地18　北野団地208号
債務者　保久原忠司
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地飛鳥グランドパレス127号、前住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目３番８号
債務者　平井　　昭
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
鳥取県西伯郡大山町末長286番地４
債務者　安部　邦男
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２４号
鳥取県米子市西福原８丁目12番47号　102号
債務者　田村　壱哉
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３１号
鳥取県米子市旗ケ崎３丁目10番25号、旧住所鳥取県米子市河岡516番地20
債務者　竹内　昭子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５６号
愛媛県松山市南久米町237番地３　浅井マンション101号
債務者　伊藤加代子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
愛媛県松山市愛光町８番２号　渡部マンション102号
債務者　久保田亮一
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
愛媛県松山市愛光町８番２号　渡部マンション102号
債務者　久保田壽美子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
愛媛県松山市土居田町816番地２　セントラルパーク土居田103号
債務者　大野　智也
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
愛媛県松山市小坂５丁目10番21号　マンション南小坂504号
債務者　桑村　香苗
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで松山地方裁判所民事部